

② 病室

- 個室病室の本算に、洗面所及びシャワー設備を設けることについては、各ユニットの各病院での使用形態に及び上記の算に配慮する。

※ 洗面所、病室における病室は、全て個室として、病室の床面積は、数値は、洗面所、シャワー設備を設けることについては、各ユニットの各病院での使用形態に及び上記の算に配慮する。

- 扉 対象者の社会復帰等に資するよう、できるだけ社会生活に近い構造、材質の扉等の面を重視した構造、材質とする。
- 窓 自殺利用や外部との違法な物品接受を困難とする構造であって、換気のため窓の開閉が可能な構造とする。

③ 診療部門

- 保護室は、3床の病床以外に1室を確保し、精神保健福祉法の基準と同様に内法で10㎡を確保する。